

## 理由

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、無申告加算税を課さないこととする場合等を定めるとともに、特許権を侵害する物品等に係る輸出してはならない貨物の認定手続の規定の整備を行うほか、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。